

令和6年6月3日

関係者各位

東京女子医科大学第三者委員会
委員長 弁護士 山上秀明

ホットライン（学外用）設置期間延長のお知らせ

当委員会は、学校法人東京女子医科大学（以下「東京女子医大」といいます。）により、令和6年4月10日付で設置された第三者委員会です。

当委員会は、東京女子医大から独立した立場で、同大学資金の不正支出の有無及びその状況に関する事実関係、関連する内部統制ないしガバナンス上の問題の有無及びその状況等の調査を行っており、令和6年5月13日から5月31日までの間、当委員会専用の学外関係者向けホットライン（通報窓口）を開設し、過去に東京女子医大で学んだ皆様、同大学で勤務した経験のある皆様をはじめとした、学外の関係者から広く情報のご提供をお願いしてきました。

この度、当委員会では、ホットラインの設置期間を延長することといたしましたので、引き続き、東京女子医大における大学資金の不正支出又はそれに関連する事情、その原因となり得る事情にお心当たりがある方は、下記メールアドレスまで、できる限り具体的な情報をご提供ください。

いただいた情報については、当委員会の調査に有効に活用させていただきます。また、当委員会から直接にご連絡を差し上げる場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

第三者委員会専用のホットライン（通報窓口）

【メールアドレス】

twmu_hotline_ex@aplaw.jp

○ホットライン（通報窓口）の延長期間は、令和6年6月3日（月）から令和6年6月14日（金）までです。

○このホットライン（通報窓口）にお寄せいただいた情報は、当委員会に直接送信され、当委員会内（調査補助者を含む。以下同じ）で調査のために利用されます。どなたがどのような回答をしたかという情報については当委員会内で厳重に管理され、東京女子医大の職

員その他の関係者に見られたり、知られたりすることはありません。

○情報提供にあたっては、通報内容について当委員会で確認させていただく必要がありますので、できる限り実名をもってお願いいたします。匿名でも受付は可能ですが、事実関係の確認ができない等の理由により、ご提供いただいた情報を当委員会として取り上げることができない場合がありますので、ご了承ください。

○ホットライン（通報窓口）において受領した個人情報は、以下「個人情報の取扱いに関する定め」に従って取り扱います。ご通報者様は、以下をご覧ください、内容を承諾したうえで、情報提供をいただくようお願いします。なお、上記ホットライン（通報窓口）に情報をいただいた場合は、個人情報の取扱いに関する定めにご同意いただいたものとみなします。

《個人情報の取扱いに関する定め》

- ・ 受領した個人情報は、当委員会における調査の参考にするため、また、いただいた情報について通報者にお問い合わせをさせていただく目的のみに利用します。
- ・ 受領した個人情報については、当委員会の委員及び委員から調査補助を委託した補助者のみにおいて利用することとし、その他の第三者に提供することはありません。
- ・ 上記のほか、受領した個人情報は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のプライバシーポリシー（<https://www.aplawjapan.com/privacy-policy>）に従って取り扱います。

【お問い合わせ先】

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 清水真一郎、弁護士 土居文代

03-5501-2111（代表）

以 上